

原議保存期間	10年(令和17年3月31日)
有効期間	一種(令和17年3月31日)

警 視 庁 生 活 安 全 部 長
各 道 府 県 警 察 本 部 長
(参考送付先)
各 方 面 本 部 長
各管区警察局広域調整担当部長
警察大学校生活安全教養部長

警 察 庁 丁 保 発 第 1 0 号
令 和 7 年 1 月 2 4 日
警察庁生活安全局保安課長

技能講習の開催要領について（通達）

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の5の猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（以下「技能講習」という。）の開催要領については、「技能講習の開催要領について（通達）」（令和6年3月15日付け警察庁丁保発第38号。以下「旧通達」という。）により示達しているところであるが、この度、同開催要領を新たに下記のとおり定めたので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、旧通達については、本通達をもって廃止する。

記

1 技能講習開催会場の手配

(1) 指定射撃場の借上げ

技能講習は、指定射撃場において開催することとなるから、指定射撃場の管理者（以下「指定射撃場管理者」という。）と調整を行い、指定射撃場の借上げの契約を行うこと。

また、受講者の分布状況、指定射撃場への交通の利便性等を考慮して、管轄区域外の指定射撃場も含めた複数の指定射撃場を借り上げるなど技能講習の開催及び受講が困難とならないように留意すること。

(2) 教習射撃場管理者への委託

法第5条の5第4項の規定に基づき、教習射撃場を管理する者（以下「教習射撃場管理者」という。）に技能講習に関する事務の一部を委託する場合は、教習射撃場管理者と委託契約を締結すること。

2 開催予定日時等の調整及び公表

(1) 指定射撃場管理者等との事前調整

公表事項を決定するに際しては、事前に指定射撃場管理者又は教習射撃場管理者（以下「指定射撃場管理者等」という。）と調整を行うこと。

なお、複数の都道府県公安委員会が同一の射撃場において技能講習を行うこととなる場合は、指定射撃場管理者等が都道府県公安委員会間の調整を行うことがないように、都道府県公安委員会間で協議を行った上で指定射撃場管理者等と調整を行うこと。

(2) 公表事項等

ア 公表事項

技能講習の開催予定日時、申込期間、開催射撃場名、使用銃種、猟銃の射撃の科目における射撃方式及び受講可能人数（以下「開催予定日時等」という。）を公表すること。

イ 使用銃種は、ライフル銃、散弾銃又はライフル銃及び散弾銃以外の猟銃の別を明示すること。

なお、ライフル銃の場合にあっては、小口径ライフル銃（公称口径22のへり打ちのライフル銃をいう。）又は大口径ライフル銃（公称口径22のへり打ちのライフル銃以外のライフル銃をいう。）の別を明らかにすること。

ウ 猟銃の射撃の科目における射撃方式

猟銃の射撃の科目における射撃方式（使用銃種がライフル銃又はライフル銃及び散弾銃以外の猟銃の場合にあっては小口径ライフル銃射撃（公称口径22のへり打ちのライフル銃による射撃をいう。）、大口径ライフル銃等射撃（散弾銃以外の猟銃であって公称口径22のへり打ちのライフル銃以外のものによる射撃をいう。）、散弾銃の場合にあってはトラップ射撃（トラップから射撃線までの距離が15メートルであるものをいう。）、フィールドトラップ射撃（トラップから射撃線までの距離が5メートルであるものをいう。）、スキート射撃（クレイがセンターポール上方を通過するように発射されるものをいう。）又はフィールドスキート射撃（クレイがセンターポール上方及びその後方30度の範囲を通過するように発射されるものをいう。）の別をいう。）を明らかにすること。

エ 留意事項

管轄する都道府県に居住する猟銃所持者の人数、所持銃種及び住居地等を踏まえ、猟銃所持者が技能講習を受講する機会を失うことがないように留意して開催予定日時等を定めること。

特に、土日、祝日等受講希望者が参加しやすい日時、場所及び回数等を設定するよう配慮すること。

3 技能講習受講申込みの受付、受講日時等の調整等

(1) 受講申込みの受付

開催予定日時の1か月前を目途として、開催予定日時等を公表し、各警察署において受講申込みを受け付けること。

受講申込受付後に指定射撃場管理者等に受入人数の連絡を行う必要があることから、受講申込期間には、期限を設けること。

受講者は、原則として受講申込順に決定されることとなるが、状況により受講申込期間の初日に受講申込みが集中すること等が予想される場合には、初日に行われた受講申込みについては、事前に公表した上で、申込み順ではなく警視庁及び道府県警察本部（以下「本部」という。）での抽選等により順序を決めて受講日時及び受講射撃場の割り振りを行っても差し支えない。

なお、離島に居住する者については、それ以外の者よりも受講が困難であることを踏まえ、受講がしやすいように受講申込期間の開始を早めるなど優先的な取

扱いについて配慮すること。

(2) 本部における技能講習の開催予定日時、及び受講予定者数の管理

本部の銃砲行政担当課には、技能講習の開催予定日時、開催予定場所等を管理する簿冊を備え付けること。

なお、当該簿冊は、開催予定日時等及び受講者の人定事項が把握できるようなものであれば足りる。

(3) 受講年月日及び受講射撃場の決定

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号。以下「規則」という。）別記様式第25号の技能講習受講申込書を受理した警察署の担当官（以下「警察署担当官」という。）は、本部銃砲行政担当課担当官（以下「本部担当官」という。）に連絡し、受講申込者が希望する受講年月日及び受講場所（以下「受講年月日等」という。）で受講が可能か確認すること。

受講可能である場合は、受講申込者に対して受講年月日等その他必要な事項を記入した規則別記様式第26号の技能講習通知書を交付し、受講不可能である場合は、受講申込者に対してその旨を伝達するとともに再度受講希望年月日等を聴取して調整すること。

警察署担当官は、受講申込者に対して技能講習通知書を交付した場合は、当該通知書に記載した受講年月日等及び交付年月日を本部担当官に伝達し、本部担当官は、その内容を3(2)の簿冊に記入すること。

(4) 指定射撃場管理者等への連絡

本部担当官は、受講申込期間の経過後に、指定射撃場管理者等に対し、各技能講習実施日時における受講者数を連絡し、所要の開催準備を行うよう要請すること。

4 技能講習開催当日における流れ

(1) 受講者の確認

技能講習を実施する警察職員（以下「実施職員」という。）は、開催場所に参加した者が真に受講者であるかどうか、その者が所持する許可証の提示を受けて確認すること。

なお、教習射撃場管理者に事務の一部を委託している場合は、教習射撃指導員に当該確認を行わせることとすること。

(2) 技能講習の実施

技能講習の実施要領については、「技能講習実施基準の制定について（通達）」（令和7年1月24日付け警察庁丁保発第11号）を参照すること。

5 技能講習修了証明書の交付手順

規則別記様式第27号の技能講習修了証明書は、次の手順に従って交付すること。

(1) 実施職員は、各受講者の技能講習結果を記録し、それらの記録を本部担当官又は各受講者の住所地を管轄する警察署の担当官に伝達する。

教習射撃場管理者に事務の一部を委託している場合は、本部担当官が教習射撃場管理者から技能講習を実施した教習射撃指導員が作成した各受講者の技能講習結果の送付を受ける（警察署において技能講習の修了を認定する場合は、本部担

当官が当該技能講習結果を各受講者の住所地を管轄する警察署の担当官に伝達する。)

- (2) 当該技能講習結果に基づき、本部又は警察署において技能講習の修了を認定する。
- (3) 技能講習の修了を認定された受講者の住所地を管轄する警察署等において、受講者に対して技能講習修了証明書を交付する。